

KANAZAWA PaCE ご利用料金表

【 通所介護費 】

所要時間	要介護	通所介護費（1回あたり）				
		単位数	基本利用料 （* 1 参照）	利用者負担額 1割負担 （* 2 参照）	利用者負担額 2割負担 （* 2 参照）	利用者負担額 3割負担 （* 2 参照）
7時間以上 8時間未満	要介護 1	655	6,641円	664円	1,328円	1,992円
	要介護 2	773	7,838円	784円	1,568円	2,351円
	要介護 3	896	9,085円	909円	1,817円	2,726円
	要介護 4	1,018	10,322円	1,032円	2,064円	3,097円
	要介護 5	1,142	11,579円	1,158円	2,316円	3,474円

※要件を満たす場合、上記に以下の料金が加算、または減算されます

入浴介助加算	40	405円	41円	81円	122円
送迎減算（片道）	▼47	▼477円	▼48円	▼96円	▼143円

【 指定介護予防型通所サービス費 】

所要時間	要支援	指定介護予防型通所サービス費（1月あたり）				
		単位数	基本利用料 （* 1 参照）	利用者負担額 1割負担 （* 2 参照）	利用者負担額 2割負担 （* 2 参照）	利用者負担額 3割負担 （* 2 参照）
7時間以上	要支援 1	1,672	16,954円	1,695円	3,390円	5,086円
8時間未満	要支援 2	3,428	34,760円	3,476円	6,952円	10,438円

【 その他の費用 】

食費	昼食代 650円 ・ おやつ代 100円
おむつ代等	紙おむつ テープ式・80円/枚 パンツ式・100円/枚 パット 15円/枚
交通費	通常の事業の実施地域を越えて行う送迎に係る費用として、実施地域を越えた地点から、 片道100円/km をいただきます。
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費をいただきます。 例) レクリエーション材料費 観葉植物づくり 600円

（* 1）基本利用料及び加算等は、厚生労働大臣が告示で定める金額（事業所所在地が7級地のため、単位数に10.14を乗じた額）であり、これが改定された場合、これら基本利用料等も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料等を書面でお知らせします。

（* 2）負担割合証をご確認下さい。また、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。